

平成27年度大磯町一般会計予算

平成27年度大磯町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,660,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成27年2月17日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 町税		千円 4,838,690
	1 町民税	2,329,647
	2 固定資産税	2,305,471
	3 軽自動車税	39,505
	4 町たばこ税	149,067
	5 入湯税	15,000
2 地方譲与税		64,000
	1 自動車重量譲与税	45,000
	2 地方揮発油譲与税	19,000
3 利子割交付金		11,000
	1 利子割交付金	11,000
4 配当割交付金		18,500
	1 配当割交付金	18,500
5 株式等譲渡所得割交付金		3,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	3,000
6 地方消費税交付金		415,000
	1 地方消費税交付金	415,000
7 ゴルフ場利用税交付金		27,500
	1 ゴルフ場利用税交付金	27,500
8 自動車取得税交付金		19,500
	1 自動車取得税交付金	19,500
9 地方特例交付金		20,000
	1 地方特例交付金	20,000
10 地方交付税		620,000
	1 地方交付税	620,000
11 交通安全対策特別交付金		4,556

款	項	金額
		千円
	1 交通安全対策特別交付金	4,556
12	分担金及び負担金	86,940
	1 負担金	86,940
13	使用料及び手数料	119,229
	1 使用料	90,367
	2 手数料	28,862
14	国庫支出金	1,244,674
	1 国庫負担金	656,099
	2 国庫補助金	581,789
	3 委託金	6,786
15	県支出金	601,796
	1 県負担金	359,142
	2 県補助金	171,033
	3 委託金	71,621
16	財産収入	45,467
	1 財産運用収入	21,740
	2 財産売却収入	23,727
17	寄附金	1,006
	1 寄附金	1,006
18	繰入金	364,631
	1 特別会計繰入金	4
	2 基金繰入金	364,627
19	繰越金	150,000
	1 繰越金	150,000
20	諸収入	236,511
	1 延滞金加算金及び過料	3,581

款	項	金 額
		千円
	2 町預金利子	514
	3 貸付金元利収入	40,361
	4 受託事業収入	1,830
	5 雑入	190,225
21 町債		768,000
	1 町債	768,000
	歳 入 合 計	9,660,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議会費	142,898
	1 議会費	142,898
2	総務費	1,101,851
	1 総務管理費	675,903
	2 徴税費	150,685
	3 戸籍住民基本台帳費	69,499
	4 選挙費	40,919
	5 統計調査費	14,603
	6 監査委員費	19,222
	7 地域協働費	131,020
3	民生費	3,133,539
	1 社会福祉費	2,039,807
	2 児童福祉費	1,093,632
	3 災害救助費	100
4	衛生費	1,484,097
	1 保健衛生費	249,288
	2 清掃費	1,234,809
5	労働費	21,775
	1 労働諸費	21,775
6	農林水産業費	82,630
	1 農業費	81,563
	2 林業費	53
	3 水産業費	1,014
7	商工費	141,509
	1 商工費	141,509
8	土木費	1,225,401

款	項	金額
		千円
	1 土木管理費	88,026
	2 道路橋りょう費	280,480
	3 河川費	15,605
	4 都市計画費	767,860
	5 住宅費	310
	6 港湾費	73,120
9	消防費	480,683
	1 消防費	480,683
10	教育費	1,242,969
	1 教育総務費	201,144
	2 小学校費	186,285
	3 中学校費	51,249
	4 幼稚園費	189,887
	5 社会教育費	603,461
	6 保健体育費	10,943
11	災害復旧費	2,800
	1 農林水産施設災害復旧費	900
	2 公共土木施設災害復旧費	1,300
	3 その他公共施設災害復旧費	600
12	公債費	569,784
	1 公債費	569,784
13	諸支出金	64
	1 土地開発基金費	64
14	予備費	30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		9,660,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	(仮称) リサイクルセンター整備事業 (その2)	1,973,710	平成27年度	50,000
				平成28年度	1,133,027
				平成29年度	790,683
10 教育費	5 社会教育費	郷土資料館リニューアル事業	93,373	平成27年度	55,184
				平成28年度	38,189

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
文書法制事務事業 (印刷機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	940
文書法制事務事業 (シュレッダー借上料)	平成27年度から平成32年度まで	1,225
共用車維持管理事務事業 (公用車リース料)	平成27年度から平成32年度まで	1,394
電子計算機維持借上事業 (庁内LAN用機器借上料)	平成27年度から平成32年度まで	62,338
本庁舎等維持管理事業 (LED照明借上料)	平成27年度から平成32年度まで	2,783
戸籍住民基本台帳運営事務事業 (複写機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	914
戸籍住民基本台帳運営事務事業 (戸籍システム借上料)	平成27年度から平成32年度まで	36,178
自転車駐車場維持管理事業 (防犯カメラ借上料)	平成27年度から平成32年度まで	2,354
保育園維持管理事業 (AED機器借上料)	平成27年度から平成32年度まで	195
保育園維持管理事業 (電話機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	991
清掃総務運営事務事業 (複写機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	1,465
ごみ処理事業 (車両系建設機械使用料)	平成27年度から平成32年度まで	9,591
(仮称) リサイクルセンター運営費	平成27年度から平成49年度まで	3,556,440
町営照ヶ崎プール管理運営事業 (コインロッカー借上料)	平成27年度から平成33年度まで	2,434
運動公園維持管理事業 (AED機器借上料)	平成27年度から平成32年度まで	195
大磯港指定管理事務事業 (複写機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	1,109
救急・救助等活動事業 (AED機器借上料)	平成27年度から平成32年度まで	972

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校運営事業【小学校費】 (印刷機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	2,981
学校施設・設備維持事業【小学校費】 (AED機器借上料)	平成27年度から平成32年度まで	389
学校運営事業【中学校費】 (印刷機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	2,981
幼稚園施設・設備維持事業 (AED機器借上料)	平成27年度から平成32年度まで	584
生涯学習推進事業 (電子計算機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	1,219
生涯学習館維持管理事業 (複写機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	798
図書館コンピュータネットワークシステム推進事業 (電子計算機借上料)	平成27年度から平成32年度まで	29,070
郷土資料館維持管理事業 (AED機器借上料)	平成27年度から平成32年度まで	195

第4表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
ごみ処理施設等解体事業	270,000	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
臨時財政対策	498,000	同 上	同 上	同 上
計	768,000			